

料 金 表（短期入所療養介護）

令和8年8月1日現在

南海医療センター附属介護老人保健施設

この料金表①②③は、介護報酬の告示上の額に基づいて設定されています。

i（個室）

	1日
要介護 1	819円
要介護 2	893円
要介護 3	958円
要介護 4	1017円
要介護 5	1074円

iii（多床室）

	1日
要介護 1	902円
要介護 2	979円
要介護 3	1044円
要介護 4	1102円
要介護 5	1161円

② 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）

※ 難病等の厚生労働大臣が定める状態にある利用者の方が対象となります。

(1) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（3時間以上4時間未満）	664円
(2) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（4時間以上6時間未満）	927円
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（6時間以上8時間未満）	1,296円

③ 加算等

在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	51円	厚生労働省が定める、機能に対する評価のポイントを満たし、超強化型老健として運営を行う場合。
サービス提供体制強化加算（I）	22円	介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上
夜勤職員配置加算	24円	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置している場合。
送迎加算	184円	自宅と施設との間の送迎を行う場合の片道料金。（送迎が必要と認められる場合のみ）
緊急時治療管理	518円	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に、緊急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った時、1月に3日を限度として算定。
療養食加算 3食の場合24円	8円/回	食事の提供が管理栄養士により管理され、厚生労働大臣の定める基準に適合するものと県知事に届出た場合。
個別リハビリテーション 実施加算（1日につき）	240円	医師その他職種職員が共同して利用者毎に個別リハビリ計画を作成し、計画に基づき個別リハビリテーションを行った場合。
重度療養管理加算 （1日につき）	120円	要介護4又は5で手厚い医療が必要な状態であり、厚生労働大臣が定める状態にある利用者。
緊急短期入所受入 加算（1日につき）	90円	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が短期入所が必要と認め、居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない場合。（7日を限度）
認知症専門ケア加算 （I）	3円	日常生活自立度のランクがⅢ以上の方が半分以上、専門的な研修修了者を適切に配置、認知症ケアに対して指導等の会議を定期的開催した場合。
総合医学管理加算 （10日を限度）	275円/日	医療・治療目的で利用者に主治医に対して診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合。
生産性向上推進体制加算（II）	10円/月	業務改善活動の継続、見守り機器1つ以上導入、取り組み効果とデータ提出
口腔連携強化加算	50円/月	口腔の健康状態を評価して、歯科医療機関および介護支援専門員へ評価結果の情報提供した場合

④ 居住費

	利用者負担第1～3段階	利用者負担第4段階
多床室	注①	1日 437円
個室	注②	1日 1,728円

⑤ 食費

利用者負担第1～3段階	利用者負担第4段階
注③	1日 1,760円

⑥ 日常生活費・教養娯楽費 250円

⑦ 特別な居室

個室	1日 1,650円(税込)
2人室	1日 1,100円(税込)

⑧ その他の費用

電気代 持込み電気器具 1器具につき1日 30円

※ 居住費・食費については、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、認定証に記載の金額となります。(以下「注」)

居住費

注① 2人室・4人室	1日
第1段階	0円
第2段階	430円
第3段階	430円

注② 個室	1日
第1段階	550円
第2段階	550円
第3段階の1	1,370円
第3段階の2	1,470円

食費 注③

	1日
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階の1	1,030円
第3段階の2	1,360円

※介護負担割合の方が2割・3割の方は、①基本料②加算等が2割・3割になります。個別に支援相談員が金額をお伝えします。

※令和8年6月より

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 基本料金と加算料金の合計に9.0%が加算されます。